平成28年7月19日

知的障害者への理解と支援

○知的障害者とは

 「知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」

 「１８歳に達する前に何らかの原因により知能遅滞が起こり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要とするもの」

○知的障害の方の特性

 ・知的機能の障害（一時的特性）：ＩＱが概ね７０までのもの

・環境との相互作用から生じる障害（二次特性）：適応行動（障害）

　⇒　支援者が、知的障害の方の（一時的）特性を受け止めながら、二次的特性を引き起こさないように支援や配慮の仕方を工夫したり、環境を整えることが必要。

○愛の手帳の判定

 ・ポイントは３条件：知的機能・適応行動・発症年齢

○支援の在り方（支援の基本）

 ①当事者主体（本人の意思の尊重）

 ②エンパワメント

 ③権利擁護

 ④社会資源の確保

○家族支援（親の心理的安定化）

 ①親の心理

 ②障害受容のプロセス

 ③親への支援

○本人意向・家族意向

 ・「本人意向⇔家族意向」の確認・調整

 ・自立に向けて（自宅から離れる時の課題）

～相談支援員の方へ今後期待したいこと～

○各種手続きの支援

 ・障害年金・生活保護申請手続き

○施設の利用希望の把握・対応

・入所施設・グループホーム利用希望の確認（サービス等利用計画案にて）

・施設探し（継続的・緊急等）

* 日中活動系サービスでは、一部条件あり

区立生活介護施設：地区割あり・他生活介護事業所との併用不可